トピックス

タイの電気通信改革に係るセタポン・タイ郵電総局長の講演概要について

郵政大臣官房国際部国際協力課

平成12年２月14日、セタポン・タイ郵電総局長による上記講演が郵政省において開催されました。

当日の講演概要は以下のとおりです。

１　現　状

タイの無線通信・電気通信事業は、運輸通信省（MOTC）の傘下にある、郵電総局（PTD)、タイ通信公社（CAT）及びタイ電話公社（TOT）が担当している。

PTDは、無線通信事業、無線周波数の管理、割当て、監視及び衛星による国内通信の規制と調整を行うとともに、タイ王室政府に代わって、郵便・電気通信事業分野の国際・地域協力等を行っている。

国営企業であるTOT及びCATは、タイの電気通信事業を独占しており、TOTは、主に国内電話事業を提供し、CATは国際業務に重点を置いている。なお、他の民間セクターが電気通信事業を行う場合には、Build-Transfer-Operate（BTO）契約に基づく上記国営企業のいずれかとの共同パートナーシップによる業務の実施が求められる。

２　憲　法

1997年10月に発布された現憲法では、周波数の管理と電気通信の規制について、次のとおり規定している。

２.１　憲法第40節

ラジオ・テレビ放送、無線通信の送信周波数は、公共の利益のための国家の通信手段である。第１項に基づき周波数を割り当て、法に定めるとおりラジオ・テレビ放送及び電気通信事業を監督する任務を担う、独立した監督機関を設ける。

第２項に基づく法規を実施するにあたっては、国家の安全や公正で自由な競争を含む公共の利益などを最大限に考慮しなければならない。

２.２　憲法第335節第２項

第40節の規定は、当該規定を実施する法律が制定されるまでは適用されない。当該法律は、本憲法の発布日から３年以内に制定する。ただし、法律の発効日において有効なあらゆる許諾、承認または契約が失効するまでの間、当該法律は効力を持たない。

３　電気通信開発総合計画

1995年後半に発足した新政権は、内閣において1995年３月28日に承認された電気通信開発総合計画（マスタープラン）の見直しを運輸通信省に指示した。見直しが行われた電気通信開発総合計画は、内閣に再提出され、1997年11月４日に承認された。

4　電気通信開発総合計画の主要項目

電気通信開発総合計画は、主に次の９項目から成っている。

①自由化
②民間企業の参加拡大
③独立監督機関の設立
④TOT及びCATの民営化
⑤電気通信事業と郵便事業の分離
⑥消費者保護
⑦研究開発及び産業開発
⑧人材開発
⑨IT開発への支援

5　電気通信事業の自由化

電気通信開発総合計画の重要な柱は電気通信事業の自由化であり、そのガイドラインは次の３点である。

①自由化への段階的な取り組み
②国内における電気通信自由化の優先
③2006年のWTOコミットメントに基づく電気通信の自由化

タイにおける電気通信事業の自由化は、国内外の民間事業者にとって、タイ企業との合弁事業として電気通信事業を行うに当たって必要なライセンスを申請する好機である。2006年以降、外国企業は、タイ企業との合弁事業なしにタイの電気通信事業に参入することができることとなる。

自由化の対象となる電気通信事業者は、サービス・プロバイダ、ネットワーク・プロバイダ、サービス及びネットワークのプロバイダに分けられ、サービス・プロバイダの数は制限されない。また、ネットワーク・プロバイダについては、大規模な投資が必要となるため、適切な数に限って事業運営のライセンスが許諾される。サービス及びネットワークのプロバイダ数は制限される。

電気通信事業の参入に関心のある外国事業者は、タイの事業者の株の25%以下を所有することによって、電気通信事業を行うに当たって必要なライセンスを申請することができる。また、2006年以降、この割合を拡大することができる。

1997年から2020年までの電話回線予測によると相当な増加が見込まれており、この予測は新規事業者に十分なビジネスチャンスがあることを示唆している。

6　TOT及びCATの民営化

TOT及びCATの民営化については電気通信開発総合計画に従って、次のとおり進めることとされている。

TOTをTOT株式会社に、CATをCAT電気通信株式会社とCAT郵便株式会社に転換するため、３社は、持ち株会社の傘下の国営企業として存続し、３社の株式のすべてを大蔵省が保有する。

TOT株式会社及びCAT電気通信株式会社は、TOT及びCATが以前から実施していた事業を引き続き運営する。

TOT株式会社とCAT電気通信株式会社は、TOR（業務仕様書）に基づき、透明で公正な国際入札により戦略的パートナーを募集することができる。この場合、戦略的パートナーは、株式の25%以下を保有することができる。また、TOT株式会社とCAT電気通信株式会社は、透明かつ公正な方法で22%以下の自社の株式を保有する私募を行う。さらに、TOT株式会社とCAT電気通信株式会社は、自社の従業員に３%以上の株式を配分し、民間企業への転換を促進するため、大蔵省は各社の株式の50%未満を保有する。

TOT及びCATは、次の段階で公開会社となる。

TOT株式会社、CAT電気通信株式会社、およびCAT郵便株式会社は、電気通信及び各社の目的であるその他の事業を行うため、事業体や運営

会社の設立を検討する。

TOTとCATは、新しく設立された会社に配属された従業員の給与や福利厚生について、現在の権利・水準を下回らないように維持する。また、TOTとCATは、自社の従業員の給与を、転換後、一般の民間企業と同水準に調整することとするが、財政状況と労働法規の要件等を踏まえ検討しなければならない。

7　自由化および民営化のスケジュール

電気通信開発総合計画作業部会は、自由化及び民営化のスケジュールを、次のとおり変更した。

7.1　自由化

独占の廃止（関連法規の改正）	2000年10月
独立監督機関の設立（NTC）	2000年10月
競争規則＆法規の整備	2000年10月
競争の開始	2000年10月
完全な競争の開始	2006年

7.2　民営化

法人化法に基づく民営化スケジュールは以下のとおり。

持ち株会社登録	2000年５月
TOT株式会社の登録	2000年８月
CAT電気通信会社の登録	2000年８月
CAT郵便株式会社の登録	2000年８月

8　独立監督機関の設立

公共の利益のために周波数を割り当て、ラジオ・テレビ放送及び電気通信事業の監督、取締りを行う独立監督機関の設置を明記した現憲法第40節の規定に従い、内閣は、独立監督機関の設立に関する法案を下院に提出した。

1999年10月８日、下院は、放送事業を監督する国営放送協会（NBC）と、電気通信事業を監督する国家電気通信委員会（NTC）の設立を内容とする２つの法案を承認した。その後、これらの法案は統合され、２つの独立監督機関―NTCとNBCの設立に関する法律となり、2000年１月、議会で承認された。

独立監督機関としてのNTCが設立されることによって、電気通信事業の競争の促進が自由で公正な土俵で行われることとなるだろう。

8.1　NTCの構成

NTCは、電気通信、教育、文化、経済、公法、保安、科学及び技術分野における知識、経験を有し、高く評価されている人材から選出された７名で構成される。

8.2　NTCの任期

７名の任期は、任命された日から６年間となる。うち３名は、３年間が過ぎた後に抽選で任期を終了し、再選されることはできない。新たに３名がその任務を引き継ぎ、７年間在職することとなる。

8.3　NTCメンバーの選出

NTCメンバーの選出委員会は、以下の17名で構成され、同委員会はNTCメンバーにふさわしい14名を選出し、本人の同意を得て上院に推薦する。

①政府機関（教育省、国防省、運輸通信省、商務省、国家安全保障委員会事務局）：５名

②大学の第一学位と同水準のコースを提供する官民組織の、電気通信分野の教授またはインストラクター：４名

③電気通信、コンピュータ、電子工学を専門とする法人：４名

④電気通信事業に係る消費者保護、または、電気通信事業の公益及び非営利目的の活用を目的とした非政府組織または民間組織：４名

8.4　NTCの主な資格認定

NTCメンバーは、以下の資格認定を受けなければならない。

①出生時からタイ国籍を有すること

②年齢が35歳以上であること

③過去にNBCまたはNTCのメンバーであったことがないこと

④上下院議員、政府官僚、地方議会または地方行政官ではないこと

⑤いかなる政党にも属していないこと等

8.5　NTCの任務と責任

NTCの主な任務と責務は次のとおり。

①電気通信開発総合計画に係る方針の策定

②電気通信事業の基準と種類の策定

③電気通信事業における周波数域使用の許可と規制

④電気通信事業のライセンス供与と統制

⑤電気通信事業のライセンス取得の必要条件と手続きの策定

⑥規格と必要な仕様の策定

⑦相互接続の方針と方法の策定

⑧電気通信の料金構造及び手数料の設定

⑨ナンバリング・プランの策定及び運用

⑩消費者保護の基準の設定

⑪個人のプライバシーと通信の自由を確保するための対策の策定

⑫電気通信事業を提供する権利と保護基準の策定

⑬市場独占や不公平な競争を防止する対策の策定

⑭電気通信、IT分野における研修及び人材開発の推進

⑮電気通信事業、IT、電気通信産業および関連産業の研究開発の促進

⑯国内・国際水準の電気通信事業に関する政府への助言

8.6　政府及び議会との関係

NTCは、電気通信事業の国際事情や交渉に関する政府方針に沿って、情報を提供するなどの協力を行う。また、NTCは、内閣、上下院に年次報告書を提出する。

9　NTCとNBCの合同会議

周波数管理のために、NTCとNBCは合同会議を開催する。

10　合同会議の任務と責任

①周波数域管理総合計画の策定

②全国周波数割当て表の作成

③放送と電気通信事業の周波数配分の決定

④放送と電気通信事業の基準及び種類の確定

⑤周波数の使用条件の策定

⑥混信問題分析のモニター結果の検討

⑦国内・国際周波数管理の調整

⑧効率的な周波数使用の研究開発の推進

⑨周波数管理、放送及び電気通信分野での国際対応

⑩法で定められたその他の条例の実施

11　PTDの将来

NTC設立に関する法案に基づき、PTDは、NTC事務局に改組される。

PTDの職員は、NTC事務局で勤務するか、引き続き運輸通信省（MOTC）職員として勤務するか選択することができる。

MOTCは、運輸及び郵便に関する政策と規制のみ所掌する。

12　NTC設立スケジュール

NTCメンバー選出手続は、NTC設立法案の発効または官報への同法案の発表後、開始される。

①17名で構成される選出委員会が設立され、同委

員会はNTCメンバーにふさわしい14名を選出、本人の同意を得て上院に推薦する。

②上院はこの14名から７名を選出し、選出されたメンバーは会合を開いて、NTCの議長をメンバーの中から選出し、その結果を首相に報告する。

③首相は、最終的な選出結果について国王に報告する。

④NTCメンバー７名の選出から30日後、首相、運輸通信大臣、郵電総局長、その他の国家の代表が担当する周波数管理、電気通信事業のライセンス供与に関する権限と責任のすべては、NTCに移行される。

⑤すべてのPTD当局者および職員は、NTCで勤務するか、またはMOTC職員の特権を享受するかを選択する権利を行使する。国王の署名日から60日以内に、同意書を提出する。

⑥移行期間中、PTD当局者および職員は、NTCに任命されるまでMOTCでの地位を維持する。

13　終わりに

NTCとNBCの設立は、2000年６月に完了する予定である。６月頃に活動を開始する両委員会は、新電気通信法、新無線通信法及び新放送法

新電気通信法、新無線通信法、新放送法は2000年３月に下院に提出される予定である。

現憲法の第335節第２項に基づき、自由化およびNTCの運営は、2000年10月10日までに開始されることとなっている。

法案により、NTCは、困難な課題、特に公正で自由な競争を基盤とした電気通信事業の自由化に取り組む義務を有する。

電気通信事業の自由化により、民間部門、消費者及び国民には、国内外の電気通信事業に参加する機会が拡大することになる。

電話回線予測によれば、サービス・プロバイタ、ネットワーク・プロバイダ、サービス及びネットワークのプロバイダとして、国外の民間投資家が電気通信事業に参入する機会が拡大する。

2000年はタイの電気通信制度改革にとって極めて重要な年となる。